

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第25号 発行日：平成28年12月2日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

平成28年度水俣病慰霊式が開催されました

10月29日に、エコパーク水俣・親水緑地の慰霊碑前において、平成28年度水俣病慰霊式が行われ、患者や遺族ら750人が出席しました。毎年、水俣病の公式確認がされた5月1日に水俣病慰霊式が開催されていますが、今年は、4月に発生した熊本地震の影響で延期になっていました。

慰霊式では、水俣市長の挨拶の後、出席者が慰霊碑に献花し、患者・遺族の代表、環境大臣、熊本県知事、チッソ株式会社の社長、水俣市の中学生の代表がそれぞれ祈りの言葉を捧げました。



(写真：水俣病慰霊式の様子)

街頭宣伝・署名活動を行いました！！

11月8日、熊本市の下通において、水俣病被害者の救済をめざして、不知火海沿岸住民の健康調査を求める街頭宣伝・署名活動を行いました。行動に参加したのは、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟原告団・患者会、同弁護団、支援者ら約20人です。30分余りの短時間でしたが、足を止めて協力してくれる方も多く、48筆の署名が寄せられました。



(写真：街頭宣伝・署名活動の様子)

この署名は、水俣病不知火患者会や水俣病被害者互助会などの患者団体の他、支援団体も含めて25の団体が参加する「水俣病公式確認60周年実行委員会」が取り組んでいるものです。署名数は、すでに7万筆に到達しています。10月29日に、第1陣として5万3000筆が山本公一環境大臣に提出されました。

【今後の予定】

- | | |
|--------|-----------------------|
| 12月7日 | 東京訴訟第11回弁論 |
| 12月9日 | 熊本訴訟第18回弁論 |
| 12月14日 | 街頭宣伝・署名活動
(熊本パルコ前) |
| 12月16日 | 近畿訴訟第7回弁論 |
| 1月13日 | 公害被害者総行動旗開き |
| 2月17日 | 熊本訴訟第19回弁論 |

箱根合宿に参加しました！！

平成28年11月20日(日)から21日(月)にかけて、箱根湯本・箱根路開雲において、公害被害者総行動実行委員会主催の箱根合宿が開催されました。箱根合宿は、公害に関する裁判を戦っている原告・弁護団・支援者等が全国から集まり、裁判の現状を報告し、交流を深める場となっています。ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の弁護団からは、東京弁護団の中杉喜代司弁護士、尾崎俊之弁護士と熊本弁護団の高島周平弁護士が参加し、勝利判決を勝ち取るための課題等の報告をしました。



(写真：箱根合宿の開会挨拶を行う
不知火患者会大石利生会長)

近畿第7陣提訴行動・近畿第7回弁論

11月15日、近畿訴訟原告団は、第7陣の追加提訴を行いました。今回、提訴したのは、60才から70歳までの9人で、熊本県出身者が6人、鹿児島県出身者が3人でした。新たに原告となった人たちは、提訴前に大阪弁護士会館に集まり、訴訟内容の説明を受け、裁判所に訴状を提出しました。

そして、12月14日、近畿訴訟第7回弁論が開かれ、第7陣原告の川本務氏と原告代理人の中島宏治弁護士が意見陳述をしました。川本氏は、倉岳町棚底の出身で父

が漁師だったこともあり、魚介類を多食して育ったこと、こむら返りや震えがあり定年後に嘱託で働くことをあきらめたことを述べ、兄夫婦も水俣病の救済法で被害者手帳をもらっているのでも自分も同じように補償をしてほしいと訴えました。また、中島弁護士は、共通診断書の信用性、診察時のバイアス(思い込み)の排除について意見陳述をしました。

とある弁護団員のヒトリゴト

今年も寒い季節がやってきました。寒くなると空気が乾燥して、インフルエンザなどの感染症が流行ります。

私は、今までインフルエンザにかかったことがなく、受験がある大切な年でさえ、インフルエンザの予防接種に行ったことがありませんでした。注射が好きではないので、避けていたのかもしれませんが。今年も、当然、予防接種をしないで冬を乗り切ろうと思っていたのですが、「うつされては困る。」という事務所の方針もあり、勇気を振り絞って予防接種に行ってきました。実際には、予防接種は一瞬で終わり、痛みは感じませんでした。今まで避けていたのは何だったんだろう。後悔しかありません。受験の年にインフルエンザにかからなくて、本当によかったです。

来年以降は、安心して予防接種に行けそうです。

(弁護士 高島周平)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索